

日時：平成12年 6月 1日（木） 10:00～12:00

場所：三田共用会議所第三特別会議室

## 第10回食品流通審議会卸売市場部会議事録

農 林 水 産 省

## 目 次

開 会 .....	1
議事録署名人指名 .....	1
卸売市場をめぐる現状と課題について .....	1
卸売手数料等に関するヒアリングの実施について .....	24
閉 会 .....	25

## 開 会

事務局 おはようございます。ただいまから第10回食品流通審議会卸売市場部会を開催させていただきます。

本日は、大池委員、山谷委員、横川委員の3名の委員が御都合により御欠席となっております。また、大矢委員、細川委員がまだお見えではありませんが、遅れていらっしゃることとあります。したがって、現在17名の委員の方が御出席されておりますので、食品流通審議会運営規程第4条及び第9条の規定によりまして、本部会は成立していることを御報告申し上げます。

議事に入ります前に、お手元に配付している資料の確認をさせていただきます。座席表、配付資料一覧があると思いますが、配付資料一覧に沿って申し上げますので、資料の確認をお願いいたします。

資料1として第10回市場部会の議事次第、資料2が委員名簿、資料3が「卸売市場整備をめぐる現状と課題」、資料4が「卸売手数料等に関するヒアリングの実施について(案)」、資料5と資料6がパンフレットになっておりまして、5が「食料・農業・農村基本計画のあらまし」、6が「食生活指針」、最後に資料7が第9回の市場部会の議事録になっております。

以上ですが、もし欠落等がございましたら、申し出ていただければと思います。

それでは、部会長、よろしく願いいたします。

### 議事録署名人指名

部会長 おはようございます。それでは、ただいまから卸売市場部会を開きたいと思えます。委員の皆様方には大変お忙しい中を御出席いただきまして、ありがとうございます。

まず議事に入ります前に、食品流通審議会運営規程第10条第1項の規定に基づきまして、2名の議事録署名人を私の方から指名させていただきたいと思えます。

前回に引き続きまして名簿の順で藤原委員と市川委員にお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

部会長 よろしく願いいたします。

### 卸売市場をめぐる現状と課題について

部会長 本日の卸売市場部会は、前回事務局より説明がありましたように「卸売市場の再編・整備」につきまして議論を行うこととしております。議論に当たってあらかじめ事務局が資料を用意しておりますので、まず事務局から資料の説明をお願いします。

事務局 お手元の資料3「卸売市場整備をめぐる現状と課題」をお開きいただければと思います。表紙の次、目次を御覧いただきたいのですが、最初に卸売市場全体の現状と課題についてまず御確認をいただきたいと思っております。その次に今回のテーマでありま

す卸売市場の再編・機能強化をめぐる現状と課題について御説明をいたします。最後に検討の方向でございます。

それでは1ページを御覧いただきたいと思います。ただいま申し上げましたとおり、本日のテーマは、卸売市場の再編・機能強化について御検討いただきたいと思っておりますが、本題に入ります前に、確認的に卸売市場の現状を整理しておりますので、まず御覧いただきたいと思っております。

卸売市場の役割・機能ですが、生鮮食料品等を安定的に供給する基幹システムとして形成されてきております。右の表を御覧いただきますと、卸売市場は中央卸売市場と地方卸売市場に分かれますが、中央については全国に市場が87ございまして、取扱金額が6兆円余りになっております。この市場に卸売業者の方々が260社入っておられまして、また仲卸業者の方が5,956名いらっしゃいます。また、売買参加者として47,505名の方がいらっしゃるとい形になっております。それぞれ部門別に、青果、水産物、食肉、花きと分かれています。このほかに地方卸売市場が全国で1,465ございまして、取扱金額が4兆7千億円余りになっております。こちらには卸売業者の方々が1,720名、仲卸業者の方が2,297名、売買参加者の方々が187,895名いらっしゃるとい形になっております。卸売市場の機能ですが、品揃え機能、集分荷・物流機能、価格形成機能、決済機能、情報受発信機能、災害時対応機能など、さまざまな機能を果たしているところでございます。

2ページにまいりまして、卸売市場の現状と課題でございます。供給面を見てまいりますと、青果を中心にして産地の大型化が進展し、これに伴う市場選別の動きが見られるようになってきております。右の表を御覧いただきますと、ここでは一集荷組織当たりの出荷量の推移を見ておりますが、例えばJA、すなわち農協などの集出荷団体を見てまいりますと、昭和60年には1組織当たり1,205トンの野菜の出荷量でありましたものが平成8年には1,725トンに増えておりまして、この間、1.43倍になっております。

こうしたJAグループの販売戦略を次に掲げておりますが、継続安定的な出荷により市場における指定席を確保し、これによって発言権、セーリングパワーを強化しようという形で動いておられるわけです。また、出荷先の卸売業者を選別し、原則1市場1社という形で「指定卸売業者」への集約化を図っておられます。また、各地域のバランスを重視しつつ、その中でも重点会社を指定する形で、産地の大型化に伴うパワーが増大しているところがございます。

一方、需要面ですが、いわゆる魚屋さん、八百屋さんなどの専門小売店が減少する一方で、食品スーパーやコンビニエンスストアが増加しております。こうした方々の発言力が高まってきている状況がございまして、右の表が業態別小売店舗数の推移を見たものですが、八百屋さん、魚屋さんなどの食料品の専門店を御覧いただきますと、平成3年には28万4千店ありましたが6年後の平成9年には23万店になっておりまして、計算をいたしますと19%の減という形になっております。その一方で食料品、スーパーの欄を御覧いただきますと、平成3年には14,800店ありましたが9年には17,600店に増えておりまして、19%の増加となっております。コンビニについても23,800店から36,600店と、54%の増加を見ているわけでございます。

3ページにまいります。卸売市場をめぐる生鮮食料品の生産・消費・物流の状況が変化しているわけですが、こうした中で市場の取扱高が減少傾向にございます。右の表は市場

の取扱金額の推移で、表の上では中央市場、地方市場のどちらにおいても平成2年度に非常に大きい数字になっておりますが、2年度をベースに見てまいりますと、平成9年度は中央卸売市場は6兆円余りの取扱金額になっておりまして、2年度に比べて10.5%の減という形になります。地方市場も減っておりまして、こちらは2年度に比べて9年度は15%の減を示しているということでございます。

生鮮食料品等の流通形態が非常に多元化しているわけですが、そういった中で市場の経由率は、青果及び水産物では、この10年間で約10ポイント低下し、7割程度となっております。右の表を御覧いただきますと、青果につきましては、昭和60年度は85.2%の市場経由率になっておりましたが、平成9年度は74.8%と推計されております。水産物につきましても、76.9%が9年度には71%になっている。食肉についても60年度の22.2%が15.1%に減少しております。花きにつきましては、実は60年度の77.6%から9年度の85.5%と増加しております。これは、花きの市場の制度が歴史的に若くなっておりまして、現在、地方市場を含めて市場の整備が進展期にありますので、なお非常に高い経由率を保っているものと考えております。

このように経由率が減少傾向にあるわけですが、市場外流通の存在を無視して考えることはできないと思っております。左下の文章のところを御覧いただきますと、市場外流通の例としては、大型化した産地が量販店と直接に取引を始めるようなもの、また輸入農産物が直接需要者に届けられる形のもの等が従来からございます。これに加えて、前回、前々回の市場部会でもヒアリングをしていただきましたとおり、最近では外資系の企業が流通加工センターを整備し、量販店等の配送センターへの商品提供システムを構築するような例が見られております。また、インターネットを利用して仮想商店街をつくり、消費者に直接販売するような例も見られるところでございます。

4ページにまいりまして、中央卸売市場の取引方法を見ております。出荷者、買受人の方々の多様な要請に応え、品目ごと・市場ごとに多様化が進んでおります。右の表を御覧いただきますと、一番上が中央市場におけるせり・入札の割合ですが、青果、水産物のどちらを見ていただきますとも、昭和60年度のせり・入札の割合が74.3%、38.6%になっておりますが、これが平成10年度にはそれぞれ49.3%、29.5%と割合を減少させてきております。花きについても99.2%が74.4%という形で割合が減少しております。これに対して食肉の欄を見ますと60年度が89.8%で平成10年度も89.6%と高い水準を維持しているわけですが、これは現在食肉市場が牛の枝肉を中心に建値市場の機能を強く持っておりまして、品質もさまざまな枝肉を評価するために、せりの割合が高い水準になっているということではないかと考えております。

また、入札の割合が経年的に減少していることに加えて、次の表を御覧いただければおわかりになりますとおり、実は市場ごとでも取引の実態がさまざまに分かれております。ここでは鮮魚の取引実態を見ておりますが、せり・入札が市場によって割合がさまざまになっておりまして、築地においては35.3%、大阪では53%となっております。一方、札幌では22.6%と低くなっておりますが、仙台では63.8%、名古屋では79.3%と高くなっておりまして、地域の特徴を反映して、さまざまな形態が生まれてきているということかと思っております。

4ページの(6)ですが、こうした動向を踏まえて利用者のニーズに対応し得る取引方

法を設定することとし、市場の各開設者が業務規程で売買取引の方法を設定できるように、昨年、卸売市場法を改正したところでございます。これを受けて、開設者において業務規程の改正が行われております。右の表は主要な市場の業務規程の状況を整理したものでございます。青果、水産についてそれぞれ1号、2号、3号と書いてありますが、1号の物品は必ずせり・入札にかけるべきもの、2号は一定割合については必ずせり・入札にかける必要があるもの、3号はその他で実態的に相対が中心となるようなものという整理で制度がつけられているわけですが、この表でおわかりになりますとおり、各市場によってそれぞれの形態にいろいろなものを当てはめている、地域の特性が出ているところかと思えます。

5ページへ移らせていただきます。先ほど御覧いただきました取扱高の減少や最近の経済の状況も反映いたしまして、経営状況が悪化している卸売業者、仲卸業者が増えてきております。こうした中で卸売業者の方々に対する指導・監督を強化し、市場全体の信用力を高める観点から、財務面での指導基準を法定し、これが満たされない場合には農水大臣が必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができるよう、卸売市場法の改正の中で措置しております。ここで指導基準として流動比率、自己資本比率等を挙げておりますが、流動比率につきましては流動負債分の流動資産が1以上であること、自己資本比率については資本プラス負債分の資本が0.1以上であること、これが必要であるという基準を設けているところでございます。

少し戻りますが、右の表で営業損益ベースで赤字を出しておられる卸売業者の割合を掲げております。青果で御覧いただきますと、平成7年には113社中31社が営業損益ベースで赤字になっておりまして、約4分の1が赤字であるということでございます。以下、経年的に書いております。平成10年が110社中7社が赤字ということで割合が小さくなっておりますが、この年は天候不順などの影響もあって青果の価格が高騰しておりますので、そういったものが影響したものと見ております。一方、水産におきましても、平成10年を御覧いただきますと96社中26社が赤字、4分の1強が赤字になっているということでございます。

次の表が仲卸業者の赤字の割合ですが、一番新しい数字で見てもまいりますと、青果については37%の仲卸業者の方々、水産物においては45%の仲卸業者の方々が経常赤字を出しておられます。

現況の最後ですが、高速道路などの物流インフラの整備が進んでいる中で、とりわけ大都市圏の卸売市場間において集荷・配送面で競合が生じているところでございます。右には高速道路の整備の推移を掲げております。これにつきましてはまた後ほど御説明することになります。

6ページから本日のテーマに入るわけですが、「卸売市場の再編・機能強化をめぐる現状と課題」ということで、まず現行制度の整理をしております。

市場の適正な配置と計画的な開設整備、この基本を定めておりますのが卸売市場整備基本方針でございます。この基本方針は、下に箇条書きにしておりますが、このほかにも定めておりまして幅広い内容となっております。この市場部会において検討をお願いしているものでございます。概ね5年ごとに次の事項を内容として10年後を見通した方針をつくるということで、今回が第7次になります。過去の第1次から第6次までの策定状況を

右の表にまとめております。

右下に直近の第6次の基本方針のポイントを掲げておりますので、簡単に御説明いたします。まず計画的な整備につきましては、中核的な中央市場の再整備、また卸売市場の機能強化を重点的に整備することとしたところでございます。取引方法の関係ではニーズに応じた取引方法の多様化を促進することとしております。また情報化の推進に努めること、輸入品につきましてはその卸売市場への上場拡大に努めること、経営問題につきましては、経営コストの縮減、経営体質の強化、集荷・販売機能の充実を図るべきであるというふうにいたしましたところでございます。

7ページにまいりまして、この方針と対をなして中央卸売市場の整備計画を立てているところでございます。新たに開設したり施設の改善が必要と認められる中央卸売市場の名称、また市場ごとの改善すべき施設の事項を記載したもので、対象市場名と整備内容を列挙した形になっております。これは中央市場の整備計画になるわけですが、都道府県におきましても、地方市場が中心となりますが、卸売市場の整備計画を定めておりまして、地方卸売市場は都道府県知事の許可によるものになっていますので、整備計画も各都道府県が先ほど申し上げた基本方針、中央市場の整備計画に即して定める形になっております。

次に卸売市場の開設の基本形態です。中央市場につきましては、一部事務組合もございしますが、基本的に地方公共団体による開設で公設制となっております。これに対して農水大臣による開設の認可が行われております。また、地方卸売市場におきましては、地方公共団体の開設する場合（公設）、また第三セクターの場合もございまして、さらには民間企業による開設もあるという多様な形態となっております。地方市場につきましては都道府県知事による開設許可となっております。こうした開設の要件につきましては、右に表がございしますので、御覧いただければと思います。

こうした市場の開設、また施設の整備に対しては、法律で補助が規定されておりまして、また各般の助成措置がとられておるところでございます。一番下に記載のとおりです。

8ページでは市場の整備・再編について現状と課題を整理いたしました。

まず市場配置の進展と整備の重点化ですが、中央市場につきましては、右の表で御覧いただけますとおり、卸売市場が制定された昭和46年には61市場でしたが、50年代に新市場が次々と開設され、平成10年には87市場となっております。開設都市数で見ますと、46年には29都市でしたが、現在は56都市と、ほぼ倍増しております。なお、市場数、開設都市数ともに、56年以降は増えておりません。

また、地方市場ですが、昭和46年には1,864市場ございましたが、48年に2,028市場とピークを迎えております。しかし、その後は漸減傾向で推移しているところでございます。

人口20万人以上の都市におきましては、中央市場、また公設の地方卸売市場が概ね整備された状態になったと考えられておりまして、第5次基本方針（平成3年策定）以降、「中央・地方を通ずる流通網の整備が図られ、全国的な配置が進展した」という位置づけにしているところでございます。右の真ん中に「中央卸売市場及び公設地方市場の分布」という表がございまして、平成11年を御覧いただきますと、人口20万人以上の都市が全国で103ありますが、このうち中央市場がある都市数が63となっております。そのほかに公設の地方卸売市場のみがある都市が22ありまして、この63と22が103に占める割合は83%となっております。これをもちましてほぼ全国的に配置が進展したのではないかと考えておりま

す。なお、実はこの表はずっとあまり変わらないのですが、全体として昭和50年代に中央市場の整備が進みまして、地方市場とあわせて考えると、ほぼ進展した状態になっているかと思えます。それが第5次基本方針の段階で確認されたということでございます。

9ページには、先ほども少し御紹介いたしました、第6次基本方針のうち市場整備の考え方を整理いたしました。右側を御覧いただければと思います。「第6次卸売市場整備基本方針のうち施設整備に係る重点課題」ですが、例えば市場の適正な配置の目標としては、既設の老朽化した中央市場の再整備・機能の拡充を基本とするということで、中央市場においては全国的な影響力を持っている大都市圏の中核市場を重点的に整備する、地方市場においては統合整備を推進することを基本としてきております。こうした中で近代的な卸売市場の施設の配置をしなければいけないということで、温度帯別の商品管理施設の整備、場内の物流システムの開発、さらには展示・見学施設等も整備することとしたわけでございます。また、取引・荷捌きの関係では受発信機能を強化することによる情報センター的な機能の整備、また保管・加工処理・配送施設の整備、さらに自動荷捌き・搬送システムの整備を進めることとしたところでございます。さらに、食品の安全性、環境問題、防災性に配慮した施設整備をすることを課題としておりました。

10ページにまいりまして、卸売市場の現状を見るに当たっての特徴を掲げております。

最初に「中核的市場とその他市場の間における機能分化の顕在化」ですが、物流インフラの整備や情報化の進展によって流通が広域化しております。そうした中で集荷力の市場間格差が進んでおります。右の表は「中央卸売市場の集荷量に占める他市場からの転送の割合」ですが、青果で一番右の平成10年を御覧いただきますと、大都市の中央市場では転送割合は2.9%ですが、その他の中央市場ではこれが10.4%になっておりまして、水産物を見ましても、大都市の市場では3.7%であるものが、その他の市場では7.4%と、転送によって集荷している割合が大都市とその他の間で差が生じてきているわけでございます。

左下の文章ですが、この結果、中央卸売市場の間においても中核的市場と転送に依存する率の高い市場への二極分化傾向、いわゆる機能分化が顕在化しつつあるのではないかと考えております。

11ページになりますが、ただいまの機能分化に加えて、取扱量を見ても市場間の格差が目立ってきております。中央市場は20万人以上の都市に配置ということになっておりますが、都市人口規模に差があることに加えまして、流通化が広域化している中、同じ中央市場であっても大都市圏の市場の取扱量とその他の市場との取扱量に格差が生じております。右に「大規模な市場の取扱いシェア」の表を掲げておりますが、青果については全国計の取扱高が2兆7千億円余りになっておりまして、現在72市場が青果を取り扱っておりますので、全国平均は1市場当たり384億円を取り扱っているということでございます。その下に取扱量の大きい市場を掲げておりますが、例えば東京都の大田市場は2,727億円の取扱高になっておりまして、全国の9.9%、平均の7倍の取り扱いをしているということでございます。2位が大阪市の本場で、1,603億円の取り扱いになっているわけです。同様の傾向は水産物の方でも見られておりまして、全国計の取扱高が2兆9,670億円余りになっておりますが、これを53市場で取り扱っておりまして、1市場の平均が559億でございます。しかしながら、東京都の築地市場を見ていただきますと、1市場で5,826億円余りの取扱高と平均の10倍の規模になっておりますし、全国でも2割を占める大きな市場とな

っております。

このような状況を踏まえ、卸売市場の施設整備を進めていくに当たりましては流通の要となる大都市圏の中核市場の重要性を無視できないと考えておりました。これらの市場の機能を適切に発揮させる観点から重点的に整備を行っていく必要があると考えております。また、こうした大都市圏の中核市場の整備を進めますことは、先ほどの二極分化などの傾向も踏まえ、地方にあります中央市場、また地方卸売市場にも効果を及ぼすと考えております。

12ページを御覧ください。ここでは昨年暮れの市場部会でも話題となりました東京都の築地市場の整備について紹介をいたしております。築地市場においては、ただいま申し上げましたとおり、水産物、青果物を取り扱う総合市場として我が国最大の市場となっております。しかしながら、施設の老朽化・過密化が著しくなっておりまして、再整備が非常に大きな課題になっているわけでございます。再整備問題につきましましては、これまでもさまざまな論議がなされてきておりますが、開設者と業界で構成される「築地市場再整備推進協議会」において、昨年、現在地の再整備と移転整備との比較検討について、工期、経費、営業活動への影響等を考えれば、移転整備の方が合理性・実現性が高いという意見が大勢を占めたと伺っております。右に協議会の検討の取りまとめを掲げております。

13ページにまいります。以下、市場整備の課題を掲げておりますが、まず市場の統合・再編について整理をいたしました。「市場統合への取組み等」のところでございます。中央市場の開設あるいは移転など抜本的な整備を行います際に、従来は既存市場の統合が行われてきております。第6次整備計画におきましても、2つの中央市場、21の地方市場を9つの中央市場に統合する計画となっております。ただし、9つの計画のうち完了済みのものは2つ、また現在この計画に基づいて整備中のものが2つございまして、その状況は右の表のとおりとなっております。

また、地方市場を見てまいりますと、都道府県が策定した第6次整備計画によりまして、8年度時点での1,500市場が目標年度である17年度には統廃合により1,144市場にするという計画になっておりますが、平成11年4月現在では1,447市場にとどまっております。

地方市場の統合につきましては、例えば公設市場では郡山市、民設の市場では岩手県のメフレ等で大型・統合の事例も見られておりますが、全体としてはなかなか計画どおり進んでいないという実態でございます。

卸売市場を統合するということになりまして、関係事業者の多さ、また歴史的背景等があり、非常に調整が難しい状況となっておりますので、これを推進するためには支援を重点的に強化して行う必要があるのではないかと考えられます。

14ページにまいります。複数市場を抱えている一部の開設都市では、地域内での市場再編を検討する動きが出ております。しかしながら、なかなか卸売市場全体の動きとはなっておりません。右に福岡市の事例を掲げておりますが、福岡市において市場再編・統合ということで中央卸売市場青果部の将来ビジョン検討委員会が開かれております。最終報告が昨年出ているわけですが、取り組むべき課題として、実は福岡市は青果市場が3つあるわけですが、「同一開設区域内に3つ以上の独立した青果物専門の中央卸売市場を抱えている都市は福岡市以外は東京都だけであり、今後の卸売市場の方向としては、1市場制が望ましいとする議論が一般的である」ということで問題を提起しているわけでございます。

これに対して、真ん中のところですが、活性化のための基本施策の指針では、大規模な変革、現状維持、機能的な再編　これは3市場が連携してやっていこうということですが、そういった選択肢を示し、結論として、「青果物流通を取り巻く環境が大きく変化する中で、市場関係者の意思を結束するために、当面は、(3)の機能的な再編の方向で活性化を検討していくことが望ましい」という方向づけを出しております。

一番最後の枠を御覧いただきますと、「3市場の機能面での再編策(広域化)の推進」となっております。広域化と申しますのは、各市場が福岡市のエリアを分割して狭く仕事をしていくのではなくて、連携して広域に行っていこうということであると伺っております。

続いて15ページでございます。こうした中で、国としても開設者の方々による自主的な取り組みを促進するための施策を進めております。最初に考え方を掲げていますが、同一の広域流通圏に属する市場の開設者の自主的な取り組みによりまして、中核的な拠点市場を中心として広域的な観点から市場の業務運営を進める努力をすることが必要と考えられます。こうした取り組みを円滑に進めるために、昨年の市場法改正におきまして、都道府県などが現行の開設者である市の地位を承継することができる規定を設けたところがございます。また、食品流通構造改善促進法を改正いたしまして、卸売市場の開設者が他の市場開設者と連携して市場の機能の高度化を図る事業を設けたところがございます。さらに、これは予算上の事業ですが、複数の市場が情報ネットワークをつくり、効率的な流通体系を確立する実験事業を推進しております。

右に市場間連携の概念を掲げております。この絵を御覧いただきますと、A、B、Cの三つの市場があるわけですが、これがそのままそれぞれ仕事をしておりますと個々の市場が産地から荷を集めることになりませんが、規模も小さくなりますとロットが集まりませんので、産地から集荷できない場合には他市場からの転送に頼らなければならないこととなります。これが連携して一緒にいろいろ仕事をしていこうということになりますと、共同してまとまったロットで産地に発注できることとなりますので、共同集荷が可能になる。大型産地に対応してもらうことが可能になるということです。産地からの共同発送により、連携した市場の間を順次ルート配送いたしまして、物流コストの低減や同日販売の実現もすることができると考えられます。こうした形で連携を進めることができるのではないかと考えております。

次に16ページですが、市場の統合・再編に続く課題として、市場の機能を強化する必要があるのではないかと考えております。

市場のハードの整備面では、例えば情報化への対応という課題がございます。しかしながら、市場内LANが構築されている市場が現在6市場にとどまっております。また、コールドチェーンへの対応という課題もあるわけですが、低温卸売場の設置が行われているのが現在は6割程度となっております。機能強化が十分に図られているとは言いがたい状況でございます。右下に施設の整備の状況を幾つか示しております。

こういった中で今後とも産地の大型化や大型ユーザーの発言力の高まりなどに対応するためには、卸売市場が期待される役割を十分果たしていく必要があると思っております。そのため、次に掲げるような課題に対応して、それぞれ機能強化のための施設整備が必要ではないかと考えております。

まず として需給・価格情報等、情報の受発信機能を強化ということで、煩雑な市場の取引業務を効率よく実施するためには情報システムの高度化が必要であると考えております。例えば、情報センターを中核とする市場内LANの設置によって集中的なデータ管理をすることができます。また、自動せりシステムによるスピーディな入札処理もできるようになるわけです。

の課題は物流の効率化ですが、これについては取引情報に基づく効率的な市場内物流の構築ということで、高速の自動仕分け装置等の整備が考えられます。また、多層に利用できる自動倉庫を導入することによって空間の有効利用が図られると考えております。

17ページにまいりまして、 は品質管理・衛生機能の強化の課題です。生鮮野菜を保管する場合の低温冷蔵庫、また水産については超低温の冷蔵庫などの最適な冷凍・冷蔵設備の整備が必要になってくると考えております。また、卸売市場で発生する発泡スチロール、食物残渣などを再資源化するためのリサイクル・システムなども求められているところでございます。

さらに の課題としては、小売形態の変化に対応した小売支援機能の強化ということで、今後は加工処理施設なども考えていくべきではないかということでございます。

こうした施設整備をするに当たりましては、十分な費用対効果分析が必要になってくると考えておりますが、さらには最近取り上げておりますPFI（民間資金やノウハウを活用して社会資本を整備する形式）も活用することについて考えていく必要があると考えております。

また、地方卸売市場が今後とも生鮮食料品等の流通の中で重要な役割を果たしていくためには、機能の高度化や関係業者の体質強化を推進する必要があると考えております。

右に（取組事例）として東北の卸売市場を掲げておりますが、HACCPの概念を取り入れまして、せり場にとどまらず、惣菜、カット野菜、畜肉のパック商品などの生鮮のフルライン加工施設について、全室温度管理、また高床式の外気遮断施設、オゾンの殺菌装置の整備をはじめとする衛生管理施設を徹底いたしまして、生鮮加工品の供給システムとして非常に高い水準を維持しているところもでございます。

18ページにまいりまして、市場会計の関係でございまして、施設の整備をいたしますと、どうしてもこれに伴う資金が必要になるわけで、市場会計が重要な役割を果たしてまいります。卸売市場の市場会計につきましては市場単位ではなく開設都市単位で行われております。このため、それぞれの開設者の市場運営の実態において異なっておりますが、中央市場の56開設都市の報告に基づき全体的な収支状況を見てまいりますと、収入面では、右の表にございまして、使用料が27%のほか、地方債の起債が21%、一般会計からの繰入金も20%、こういう形で収入財源の確保が行われております。なお、一般会計からの繰入金については基準額の範囲内において特別交付税措置が講じられておりますが、資本費の負担の軽減が図られますよう、こうした繰出基準の拡充が行われているところでございます。

その一方で支出面を見ていただきますと、施設改良費が25%、地方債の償還費が27%となっております。施設整備面での支出が過半を占めております。

公設制の市場会計は基本的に公営企業としての独立採算制が原則となるわけですが、自治省からはその健全化のために適時適切な料金改定や市場の経営体質の強化などの積極的

な検討が促されているところでございます。右下には自治省の通達の抜粋を掲げてございます。

ただ、現状を見てまいりますと、取引高の減少、経営の悪化に伴い、卸売業者などの市場の利用者からは市場使用料の引き上げに非常に慎重な声がございます。そうした中で、人件費等の経費の節減、繰出基準の拡充、また使用料の負担方法の検討等を踏まえた対応が必要になっておりまして、開設者の方々には大変御苦勞をいただいているところでございます。

19ページでは政策評価について御紹介しております。政策評価は今次の中央省庁改革の重要な柱の一つになっておりまして、13年1月からの導入ということで現在検討準備が行われているところでございます。したがって、まだ細部については出来上がっていないわけですが、総務庁の研究会におきましては、この政策評価は国の行政機関が主体となって行政活動に対して評価を行うことである、これによって政策の企画立案を的確に行うための情報を提供するものであるとされておりまして、国民に対する行政の説明責任、国民本位で効率的な質の高い行政の実現、さらには国民的視点に立った成果重視の行政への転換を目的とされておりまして、

市場の整備事業につきましては、卸売市場整備基本方針、また整備計画を定めておりまして、これを踏まえた整備を行っているところですが、さらにこうした政策評価における検討を踏まえた対応を今後行っていく必要があるであろうと考えております。

20ページにまいりまして、検討の方向でございます。

方向のまず1番目は、卸売市場の再編・連携の強化を進める必要があると考えております。これまでも申し上げてきた部分ですが、物流インフラの整備や情報化の進展によって流通の広域化が進んでおります。そういう中で卸売市場同士の競合が激しくなっておりまして、建値市場と転送依存市場への分化も目立つようになってきております。さらには、大都市圏を中心として卸売市場の過剰感が言われるような状況になってきております。

こうした中で、同一の広域流通圏の開設者の方々の中で、地域の中核的な市場を中心として、需給情報の交換等の連携強化とか、情報ネットワークをつくって合理的な物流を実現していくとか、また異なる市場の卸売業者間の合併・統合を進める等の連携を強化し、将来的な再編に向けた取り組みを進めていく必要があると考えております。国の施策としても、先ほども若干紹介いたしましたが、こういったことを推進しているところでございます。右にもう一度この辺を整理しております。

21ページになりますが、もう一つの検討の方向として、機能強化のための施設整備の推進でございます。ハードの整備面につきましては、6次の方針において市場機能強化への重点が打ち出されておりまして、去る10年度の予算において補助体系の見直しを行ったところでございます。

具体的にはア)とイ)に掲げておりますが、新規メニューを設定し、物流効率化や施設の高度利用に役立つメニューの新設を行いました。また、補助メニューの整理合理化を行ったところでございます。右の表を御覧いただきますと、中央市場においては、46年以降、施設整備については基幹的な卸売場や倉庫・冷蔵庫施設とその他の関連・附属施設に分けまして、それぞれ補助率を決めておりました。基幹施設を高く、その他のものをそれより低くという形にしていたわけでございます。これを機能の高度化に重点を置くという形で

衣がえしたのが平成10年でして、高機能施設については最高10分の4の補助率、その他の施設については新設の場合で最高3分の1の補助率としたところでございます。地方市場においても同じような考え方で整理をいたしました。

しかしながら、前述のような市場機能の分化の進展、市場の機能強化の高まりを踏まえてさまざまな見直しを行っていく必要があると思いますが、こういった機能強化の面につきましては支援面でもこうしたところに重点を置く形で見直しを行っていく必要があると考えているところでございます。

以上、走り走りで恐縮でしたが、資料の説明を終わらせていただきます。

部会長 どうもありがとうございました。

それでは、まず資料に関する御質疑をいただきまして、その後で今後の再編・整備についてのいろいろな御意見を賜りたいと思います。

委員 早目に退出するものですから、最初に質問させていただきます。

まず質問の問題意識としては、これからは市場原理で価格を決めていくといいますが、それをもってリードしていくということですね。別に市場原理というのは卸売市場だけのことではないのですけれども、そういう意味で言うと、これから先、市場の意味は非常に大きいのと思うのです。ただ、それにもかかわらず経路率が下がっていったり、市場外流通が増えたり、卸売業者の赤字が増えたりということで、そこはこれから先のことを考えると何とかしなければいけないと思います。つまり、魅力があれば利用するわけです。それが非常に激しい時代の流れの中で、出荷者あるいは消費者の適切なニーズを吸収できないような形になっているのではないかと。

そういう問題意識の上で一つだけ伺いますが、15ページ、16ページでこれから先の改善策として、市場内LANとかコールドチェーン、あるいは市場間の連携などが書いてあります。これは恐らく幾つかの事例があって出てきていると思うのですけれども、今後の検討の方向にもちょっと関係があると思うので、実際にそういう試みが具体的に成果として出てきているのかどうか。つまり、地域でも何でも構わないのですけれども、精密な調査でなくても、こういう試みをしたら非常に効果があって出荷する人にもユーザーにも喜ばれている、利用されているといった事例はございますでしょうか。それだけ教えていただきたい。

部会長 どうぞ。

事務局 15ページで連携の例をお示ししておりますけれども、これは実は九州の市場で行われているものでございます。現在まで実験事業という形で進めておりますが、現地の話し合いの中でこれがかなり具体化した形で行われておりまして、関係の市場では事業終了後はこれをそのまま実現する形で進めていきたいと言われております。

また、例えば市場内LANにつきましては、京都の市場が先駆けになっておりまして、非常に優れたLANの仕組みが行われております。

また、コールドチェーンにつきましては、低温卸売場だけでは確かに6割の水準にとどまっているのですが、これにつきましては市場内で冷蔵庫がかなり整備されているところがございます。右下の表を御覧いただければと思うのですが、低温倉庫・冷蔵庫の設置状況を見てまいりますと、ほぼ100%に近い状況になってきております。そういう意味で基本的な部分については進んでいる部分もあるわけですが、さらにコールドチェーンを徹底

化するという意味では卸売場その他についても今後進めていく必要があるだろうということで、基盤的な部分はかなり進捗が見られるけれども、さらにその上を目指すべきではないかと、こういう問題意識で申し上げております。

委員 専門家の方がたくさんいらっしゃる中で私は印象的なことしか言えないのですが、自宅の周りのスーパーマーケットなどの様子を見ても、ものすごく変わっていますね。この間まで夜の8時までの営業時間だったのが、ごく近くのスーパーは24時までやっている。コンビニではなくてスーパーマーケットがそれをやっているわけです。それから、休日はもうありませんというように、非常に変わっているわけです。そういう中で、供給側といいますか、多分真ん中ぐらいに市場があるだろうと思うのですが、それが一体どのように対応していくのだろうかという問題意識です。ここに川上、川下というのが言葉としてはございますけれども、これを拝見していると、そういう激変への対応みたいなことが少し薄いような気がするのですけれども、そんなことはございませんか。

事務局 資料の整備が不十分であった部分があるかもしれませんが、現在、スーパーマーケットや量販店への対応につきましては、卸売市場の中で仲卸業者の方々が非常に努力をされて対応されているのが実態かと思えます。仲卸業者の方々は規模の小さい方が比較的多いのですけれども、量販店対応という形でさまざまな努力をされております。24時間制、また休日がないといったところに市場の側からどう対応するかということで、さまざまな注文にお応えする形で営業をされていると伺っております。

部会長 よろしゅうございますか。

委員 はい。

部会長 それでは、ほかの方、御質問をどうぞ。

委員 私は食肉の関係ですが、卸売市場整備についての今後の課題ということでいろいろ提案がされた中で、特にこれからの食肉の扱い方について意見を申し上げたいと思っております。

今、委員から発言がありまして、それに対して事務局のお答えがありましたけれども、食肉というのは他の流通商品と違って、東京の場合は、生体、生きたまま牛が来て、それを食肉処理するという工場工程があることにより、冷蔵庫設備等いろいろなものが必要になってきております。現在100%整備されているのではないと言われるかもしれませんが、私どもは一昨年に搬入枝肉の冷蔵庫をつくってほしいという要望を出していましたが、でも、今、東京都の財政がこのように厳しい中で、予算がないということで、自分の会社で2億何千万円かをかけて冷蔵庫をつくって東京都へ寄附しています。ですから、資料面から100%できているじゃないかと言われても、「そうですか」とは言えないんです。特に食肉の場合は東京一極集中型になってしまっている。特に牛の場合は国内産の牛の約11%が東京で扱われている。そうしますと、現在も毎日600~700頭近い牛を上場して売っておりますが、冷蔵庫設備等、いろいろな設備の狭隘さがあり、築地と同じような状況の中で運営しております。

今は整備もしていますから、大変ですね。東京都も財政の大変苦しい中、お金をかけて整備してくれています。しかし、新しい仲卸店舗が8店舗できますが、その1店舗の使用料が月に800万円かかるようなことになると、800万円を逆算して一体何頭の牛を扱ったらいいのかなという計算をそれぞれの店舗で一生懸命していますよ。では出店できるか

できないかという計算までします。月に800万円の仲卸の店舗の入居料を払うとどのぐらいやらなければならないかということで計算すると、大変高額な、また数多くの牛を扱わなければならないというジレンマになっているんです。特に食肉の場合は衛生問題がすごくうるさいですから、それをクリアするために相当な設備投資もしている。それに対して、受益者負担ですから、どんどん加算して使用料が上がってくるようなことになりまして、これからは出る仲卸も卸売業者も大変厳しい環境に陥っていくのではないかと。

手数料の問題もあります。手数料の問題はこの後の問題としても、環境としてはそういう状況です。だから、設備もよくしてもらいたいと同時に、やはり国の方でも助成といいますか、設備使用料の高騰を抑えてもらわないと、今後どんどんエスカレートしていけば、手数料3.5%の中ではやっていけないと思っています。

部会長 ありがとうございます。

ほかにどなたか。

委員 今、委員が東京都のことを言われたのですが、18ページの「市場会計の現状と課題」以下の表を見てもわかりますように、設備投資に非常に金がかかるんです。これは手数料と絡む問題でもありますけれども、現在の法では中央市場は公設、地方市場は民営ということになっておりますが、公設市場もどこまで公設でやるのか。市場のメカニズムを一元的にとらえることはできないのですけれども、東京都の場合は公営企業会計で独立採算でやっておりますが、他の市場は一般的な財政収支で見れば全部赤字だというふうに私は分析します。開設当初はいいんです。しかし、バブル以降もそうですが、土地の値段、設備投資というのは本当にすごい金がかかるんです。これを独立会計でやることになりまして当然使用料に転嫁することになりますから、使用料ではとても業界がもてないというのが現実でございます。

国からも10分の4とか3分の1という数字で補助をいただいておりますが、改良補修費だってもものすごくかかります。特に先ほど言われたコールドチェーンの問題や搬送システムをロジスティック事業なんかでやりますと、すぐに10億から20億の金がかかります。それらを全部それを使用する業界に負担していただく。比率で言えば、都の会計上では使用料は半分しかいただいておりますけれども、それでも今回は16%、食肉市場は9%ほど値上げをさせていただきました。ただ、これも大変な議論をし、今度、使用料のあり方検討委員会を庁内に設置して議論をしようとしておりますが、そこいらが大きな問題でございます。

中央卸売市場というのは、先ほど意見がありましたけれども、市場外取引も確実に増えております。都の場合は全国の基幹市場となっておりますから、場外市場が10だ20だということを簡単に評価できませんけれども、そういう流通の多チャンネル化の中で、卸売市場をあくまでも流通のセンターとしてどれぐらいの比重に位置づけをし、公設でやるのか、民営でやるのか、準公営でやるのか、そういうことを先を読んだ視点で考えて位置づけていかないと、卸売市場の将来は財政面から見ても非常に厳しいというふうに私は開設者として感じます。だから、農水省として、現実に生鮮食料品の流通の拠点としてある中央卸売市場をどのように位置づけようとしているのか。これは手数料の完納奨励金の廃止とか、そういうものにも当然かかわってまいります。ちょっと御意見をいただきたいと思います。

事務局 非常に難しい問題点についての御指摘でして、お答えするのも難しいところですが、先ほどの資料でも御説明いたしましたとおり、現時点におきまして市場機能が分化してきていることを今後どう評価していくかというのが最大の課題かと思っております。その際、機能分化といって中核的な中央市場が存在しているといいましても、一方で地域において生鮮食料品を供給しているというところはまず基本としてあるわけで、それに加えて全国的に影響力を持つ機能も持つようになってしまっているという点があるかと思えます。ここを制度的にどう整理するかということは恐縮ながらこれから考えていくしかならない部分だと思っております。この辺につきましましては、現時点では方向を出しがたいものですから、御容赦いただきたいと思えます。

委員 はい。

部会長 どうぞ。

委員 青果の仲卸でございます。15ページのところで広域的に連携を深めようというお話が先ほどございました。これについては我々も当然やっていきたいし、これからの生きる道だなという考え方はみんな持っているわけです。そこで一つネックになる問題がございます。例えば黒い線を御覧いただくと、産地からA市場に入ります。そうするとA市場の卸売会社が入居して、そこで市場に対する使用料を払っております。ところが、A市場の仲卸がこれを買って例えばB市場の仲卸の中で連携を深めようということで物を送ったとしますと、B市場に着いたときにB市場にまた使用料を払うわけです。これが1000分の2.5という数字です。これが東京と札幌でやった場合にはそういうことも仕方がないかなと思うのですが、東京都内で送り合ってもやはり1000分の2.5はかかる。そうしますと、これについては非常に重い負担になるものですから、最近ではみんなが知恵を出し合って、別会社をつくりまして、別会社で市場外で回してしまう。ただし、荷捌きは市場で行うという形がとられ始めています。そうしますと1000分の2.5を払わなくて済むわけです。それが、大きな数字ではないかもしれませんが、市場経由率の低下にもつながるわけで、私どもの仲間が集まりますと、その辺を改善できないものかなと希望をしております。これは当局にもお願いしておりますけれども、この制度ができて大分たっておりますので、見直していただいて、もっと自由にみんなが交流できるようにしたいと考えております。よろしく申し上げます。

部会長 委員どうぞ。

委員 今日の御説明や今までの皆様方の御発言をお伺いしながら、初歩的なことかもしれませんが、消費者の立場からお伺いしたいと思えます。

例えば8ページで地方市場が減少してきているという御説明をいただきました。ただ、私ども消費者としては、食料の自給率を高めていただいて、零細な農家の方を廃業に追い込まないように、また新たに農業に入りたいという方が入れるような、そういう一般的な農業を取り巻く環境の整備が必要ではないかと考えておりますが、地方市場が減少していくということは、そのような生産の状況を悪化していくのではないかと懸念を持っております。一方、別の観点から申しますと、地方市場は防災上の役割も大きいのではないかと思います。私ども、より合理的な値段で日々の食卓をより豊かにと考えているわけですが、もしコスト削減のために統廃合が進み、その結果、品物が十分に入らない、ただ入ってくるものは安くなるなど、目的にかなわないような事態が起こる、あるいは防

災上も問題が起こるようなことがありますと、いささかの外れかもしれませんが、そのことについては心配だなと思いながらお伺いしておりました。

それから、10ページあたりで転送に関して記述してあります。これについては手数料の問題もあるとお教えいただいているわけですが、環境問題からいっても、あるいは鮮度維持ということを考えましても、転送はできるならば最小限にとどめなければいけないのではないかと、一方では社会的なデメリットも生じているのではないかとということを感じるわけでございます。そしてまた、転送コストを削減するための場外流通をなされるということをお伺いしますと、市場の役割の低下もそこで起こってくるわけですから、この辺のところも心配しながらお伺いしておりました。

御説明の中では自給率の問題や生産現場の零細の方たちの出荷時の問題などは触れられていなかったわけですが、JAさんも統合が進みますし、また自治体自体も合併が進みつつあるような昨今の状況で、世の中は大変大きく動きます。そういう中であって私たちの「食」をどのように確立していくかということは、合理化の進め方と同時にまた大変基本的なところが欠落しないような配慮が望まれているのではないかと考えております。この辺について御説明いただけたらと考えております。

事務局 最初の地方卸売市場が減少しているという御指摘の部分ですが、確かに地方卸売市場は地元の農家の方々の出荷先としての役割を果たしておりまして、御指摘の部分は非常に重要なことだと考えております。ただ、現時点では地方市場はそもそも数が多いというところがございます。現在程度の減少であるならば農家の方々に御迷惑をかけるような形まではいかないのではないかと考えております。また、規模が小さい市場は非常に経営が不安定なところがありまして、そういうところに出荷をいたしますと、代金の取りはぐれのような形でかえって農家の方々にいろいろ御迷惑のかかる部分があるということもございます。そういう意味では、地元の農家の方々の出荷の便を考えながら、どのように地域の市場を整備していくのかということが大事ではないかと考えております。

それから、転送の方の御指摘です。これにつきましても、物流コスト等を考えれば、ある意味では不効率な部分がございますが、一方で出荷者側のことを考えますと、一括して配送してしまった方がコスト的に低く抑えられるとか、やはり値の出る市場に送りたいといった要望もございまして、なかなか一概には言えない部分がございます。そういう意味では、今後情報化が進む中で物流コストをいかに抑えるかということが重要な課題になってくると思っております。この辺はさらに研究を進めていかなければならないと考えております。

委員 今の転送のお話の中で、一括した方がコストが低くなる場合もあるとおっしゃいまして、もう一つ、値の出る市場へというお話がございました。ただ、生鮮品を含めて、どういうものであれ、事業者の生活基盤が成り立たないような物流の仕方は必ずや問題が起こってくるわけです。その地域地域で今まで果たしてこられた皆さんの役割は大きいと思いますから、例えば一部の事業者さんにそれが集中して、そちらが倒産して、そこから撤退するようなことになると、たちまち私ども消費者も困るわけです。そういう意味で、値の出るというのは合理的な範囲内で価格が確保されるということであるなら納得するのですけれども、そうではなくて、すべて高目の方という価格志向が強くなると……。先ほど申し上げたように、環境問題のコスト等を度外視して、あるいは商品が転送していれ

ばそれだけ時間も経過し、コールドチェーン等々いろいろな配慮がなされていても、やはり転送することによる物理的なダメージがあると思います。そういうことを思いますと、それが農家の方の利益につながればいいのですが、もし一部の価格志向型の方による利益の確保ということに流されて転送が行われるようになりますと、それは消費者利益にも反するし、私どもの食卓も貧しくなるのではないかと思いますので、利害調整を十分図っていただきたいと思いながら伺ったんですが。

事務局 失礼しました。ちょっと表現が不適切であったかもしれないのですが、卸売市場はある意味では経済原理が最も貫かれている場ではないかと思っております。その意味ではまさに市場原理が働いている場だと考えているのですが、その一方で、市場によりまして、どれだけの荷を捌けるかという部分もございます。一定の荷を捌ける能力を超えて荷が集まると、逆に価格が市場原理に合わない形で下がってしまうこともあるわけです。生産者の方もその辺を考えて、より荷を捌ける市場に出そうという傾向がございますので、そこに集まっていく傾向があるわけでございます。

部会長 委員、どうぞ。

委員 2ページの上の方に一集荷組織当たり出荷量の数字が出ておりますけれども、農業団体の方向として、農協あたりの合併はもっと急速になってくるので、将来を考えたらむしろスピードが上がるのではないか。その場合はどうするのかということ。それから、下の方の小売店舗数ですが、ここでは店舗数で書いておりますけれども、力からいけばものすごく下の方に寄っているし、今後もスーパーなりコンビニエンスストアのウエイトが圧倒的に強くなると考えていかなければいかんと思うのです。ですから、今まで以上にこのスピードが速くなるときに、市場のあり方、機能などについては基本的に再検討しなければいけないことなので、将来展望として農水省はこの辺の数字をどう考えているのかを教えていただきたい。

それに関連することで、ちょっと余計なことかもしれませんが、この間、築地を見せていただきました。少なくとも築地の場合、青果と鮮魚を一緒にしておく必要があるのだろうか。むしろ青果を大田に集中することを考えてもよいのではないか。特に今申しました集荷組織なり買う方の力関係を考えてみますと、1人の売買参加者が築地で青果も水産もあわせて買うようなことではなくて、恐らく築地で鮮魚を仕入れ、大田で青果をやるような力を持つ関係者が増えてくるのではないか。これがこの間見せていただいた印象です。全体的方向、築地をどうするかという具体的な問題と結びつかないのですが、感想としてはそういうふうに思いますし、今後の特に食品衛生とかコールドチェーンを考えますと、青果と水産は違うので、むしろ分化してしまった方が整備が進むのではないかという気もするんです。ただ、それは市場の機能のあり方が2ページの表の今後の考え方とまるっきり違ってくるのではないかと思います。

部会長 それでは、まず2ページの方から。

事務局 供給面では産地が非常に大型化しておりまして、また川下の方で量販店が非常に力を持っている、そういう中で市場の関係業者が板挟みになっているところが実態としてございます。御指摘のとおりだと思っております。そういう中で、産地に対して取引面で対等に渡り合っていく、また販売面でも量販店に対して対等に渡り合っていくだけの力を持つ市場をつくるのが重要だと考えております。

そのためには、取扱高を大きくして経営規模を拡大していくことがまず基本的に重要であると考えております。その際に、規模を大きくするだけではだめで、販売力をきちんと持つ。産地から見ても、この地域のマーケットに産物を供給するためにはこの市場に頼るしかないという形をはっきり出せるような力強い市場になっていく必要があると思っております。また、対量販店につきましても、量販店から頼られることができる市場、必要な荷をきちんと集めてこられる市場であることが必要であると思っております、非常に基本的なことではございますけれども、こういった部分をきちんと整備することが大事ではないかと考えております。

部会長 今の関連ですか。

委員 委員には市場を視察していただきまして、ありがとうございました。御覧になるとわかるとおり、築地市場は煩雑で非衛生で、僕たちも恥ずかしい思いをしたというふうに考えております。

委員 非衛生ではないよ。(笑声)

委員 委員からクレームがきましたが……。

青果と水産の分離という御発言がありましたけれども、私は、これからの築地市場の整備の中で、その点ではちょっと逆の考え方を持っております。ということは、青果さんにもっと力をつけていただいて相乗効果を生みたい。しかも、お客様のワンストップショッピングという希望の中、築地で全て対応できるような市場づくりを望むべきではないかという気がしているのです。

例えば臨時休市の問題でも、青果、水産は統一すべきという声が全国でもあるわけです。ということは、かつて築地市場において、水産、青果が別々に臨時休市を組んだことがあります。そのときの青果さんの受けたハンディ、そして、青果さんの休市のときに水産の方が受けた影響も少なからずあったんです。ですから、お互いの相乗効果はこれからも評価できるのではないかと。しかも、私は関連も含めて、今後は市場全体の総合力でお客様に対応すべきという考えを持ってしまして、今度の築地市場の再整備に当たっては、そういったことを念頭に置いた再整備をぜひお願いしたいと考えているものですから、ちょっと恐縮ですが、違った意見を述べさせていただきました。

部会長 それでは、築地市場の問題が出ていますので、委員、どうぞ。

委員 委員からお話があって委員が話されましたが、補足させていただきます。

これはいろいろ議論があるところで、そういう意見も確かにございます。先ほど委員も言いましたように、ワンストップショッピングという考え方が非常に流通している。例えば、築地は3分の1強が都外に出ていますから、基幹市場としてかなり出ているのですけれども、一般の買参人や消費者はあそこで魚だけではなくて青果も同時に買う人が多いんです。したがって、これからの市場は、農水省も進められていると思いますが、大型総合市場なんです。確かに青果と水産を分ければ効率的のように思いますが、東京都の場合、水産が毎日約3,000トン入ります。水産は築地と足立と大田ですが、当然築地が中心です。それから青果は1万トン入りますが、1万トンを1カ所で処理することはできません。都の場合は今11市場4分場持っていますけれども、それぞれ地域性がある。市場そのものは、単体の処理をするというよりも、やはり大型総合市場。それはさっき言ったワンストップショッピングの話。

それから生産者団体も、うちは生産地が全国にまたがっていますけれども、そこから送ってくる時に青果と水産を同一方向で効率的運送をしたいんです。それが一つ。それから、消費者といいますか、小売店、料亭等の買参人の立場から見れば、水産と青果を同時販売したり同時処理することが多いんです。したがって、車ですから大田と築地は20分もあれば行き来できるのですけれども、車で大田に行って青果を買って、水産は築地、そういうやり方をしない。1カ所に寄って効率的に処理したいということがあるんです。

開設者側から見ますと、市場を分散するとまず量的に二つではできないことと、スケールメリットを生みたいということもございませう。そういう観点から、開設者側の効率からいっても、水産と青果は二大生鮮食品として同時処理する方が好ましいと考えています。

そのほか、いろいろな業界の要望もございませう。業界も一緒にやってくれ、分離は絶対反対という状況になっています。それから歴史的な経過もございませう。そういうことからいって、先ほどの委員のような意見はございませうし、私もいろいろ聞いておりますけれども、今の実態からいって、選択肢としては総合市場を選ぶという考え方で我々はやっております。

部会長 委員、一応今日はよろしいですね。

委員 はい。

部会長 では、委員、どうぞ。

委員 まず最初に今の点に関連して申し上げたいのですが、私は、先に委員の方々がおっしゃったとおりだと思います。実は私どもの方で休みの問題をいろいろ議論したときに、やはり市場によって違うんですよ。青果の強い市場の場合、青果の人は別々でもいいじゃないかという言い方をするし、バランスがとれている市場は、総合市場だから一緒でなかったら困ると、そういう言い方なんです。全体としては総合市場を目指さないといけないというのが私たちの最終意見だったんです。

実は京都で水産と青果ともものすごく意見が分かれまして、それじゃ一回やってみようということで別々にやったことがあります。ところが、大失敗で、本当に大変な状況になったので、その後は水産の方も二度とそういう言葉を出されなくなってしまったという経過があります。まずそれを申し上げておきたいと思います。

それから、お礼を申し上げておきたいと思うのですけれども、第6次のときに卸売会社が輸入品をもっと扱わなければいけないのではないかと書いてあります。実は私どもは50億円以上の輸入をする会社は別会社にせよという命令を受けまして、はっきり言うと、3社が別会社にさせられました。私どもの会社も子会社をつくってやったわけです。「何遍もそんなこと言わなくても、既に50億以上の会社は幾らでもあるじゃないか、どうしてくれるのか」と言ったら、「それは言わんといてくれ」ということで、ずっとそのまま来たわけです。先般、市場課にまたお願いをして、やっと4月1日からそれが廃止になって青果会社も輸入品を扱ってもいいということになったので、まずそれを感謝し、お礼を申し上げたいと思います。これは10年以上かかったと思います。

それから、市場整備の問題で京都の例をちょっと申し上げておきたいと思います。実は今日から京都市場の京野菜と滋賀県の野菜のみを扱う場所で市場全体を冷房装置にいたしました。これは画期的なことだと思います。これをやることによって鮮度保持ができると思うのですけれども、実際問題として、コストがものすごくかかるんです。これを何とか

してくれと市に言っても、利用者負担はこれからどんどん出てくる時代ですから、ある程度はしょうがないなと。お願いするとしたら、14年で償却するものを16年とか20年に延ばして一括支払いを少なくするようなことにしてもらえないということやと妥結して、今日からスタートするようなことになっております。

京都の市場は日本で最初にできた市場ですから、新しくやり変えはしたものの、非常に効率の悪い市場でございます。実は大型トラックが入れないような状況になってきておまして、一旦入れて荷物をおろしても、今度出るときにはもう出られない。というのは、荷物がいっぱいときには低くなっていますから車は入れる。おろしてしまうと、上がる。すると、ボンと突き当たってしまう。ここまで計算しませんでしたので、笑えないようなことが起こったりしています。現在私たちが非常に困っているのはそのように大型のトラックが入りにくいということがあられるわけです。

そういう非常に困っている状況の中で、先ほど使用料の問題も出ましたけれども、今年、使用料の引き上げが出るんです。これは私たちも基本的には了解をしておりますが、しかし、その引き上げ率の問題を何とか考えてくれということを行っています。京都の市場は、調べますと、全国の市場に比べて使用料が高い状況にあるんです。それでも引き上げをせざるを得んような状況です。何遍も申し上げますけれども、使用する者の責任において負担しなければならないということは十分承知しております。そうは言うものの、現状は大変厳しい状況になっている。特に仲卸さんの経営状態は大変でございます。そういう状況の中で少しでも上がるということは、本当に大変な状況になってきているということをお願いしたいと思います。

それから、手数料の問題と関連することをちょっと申し上げたいと思います。この前の資料に平成10年度の青果の方の経営状態が書いてありましたが、これはちょっと良過ぎるんです。平成11年度なんて、ものすごく悪いです。私、早く出してくれと言っているんですけども、データを見ますと、中央卸売市場の青果会社105社（＝(社)全国中央市場青果卸売協会会員会社数）の中で恐らく半分近くが営業赤字になるのではないかと。おまえらの努力が足らんとわれればそれまでですけども、そんな状態になっているということもお含みおきをいただきたいと思います。

もう一つは、先ほどお話が出た地方市場の整備統合の問題に触れさせていただきたいと思います。私どもの会社は宇治と大津に地方市場を持ってありますが、その状況を申し上げておきたいと思います。

一つは、生産者団体がどんどん大型化してきておまして、指定の取り消しが出てきております。あなたのところは小さいから指定しないという取り消しがこの2社の中に出てきております。その前に申し上げておきたいのは、私どもは子会社ですけども、私どもは最初から、会社から転送等は一切しない、そちらで集荷を全部やれということでやったものですから、今はそちらで集荷・販売努力をそれぞれにさせております。そういう中で、報告を聞いておりますとそういう状況がどんどん出てきているので、これは大変だ、次の対策を立てなければいかんという思いがあるわけです。

もう一つ言いますと、宇治の地方市場は非常に伸びております。なぜかという、地場野菜を中心にやりました。京野菜と称するものがございまして得ですけども、そんなことで非常に伸びております。しかも、私どもは想像していなかったのですが、宇治で地

方市場をつくったときには、宇治を含めて学園都市構想がありますので、南の方に対する食料供給、京都市の砦という意味でつくったんですけれども、結果として、その地域の生産意欲をものすごく高め、生産者がどんどん生産してくれました。その地域の地場野菜の生産は当時に比べて3倍以上です。ですから、非常に伸びているということを申し上げておきたいと思います。

そんなことで、地方市場の整備統合ということも非常にいろいろな点で問題があるのではないかという思いをしております。以上でございます。

部会長 具体的なお話、ありがとうございました。

委員 小売業者、消費者の立場としてお話し申し上げたいと思います。

2ページに、魚屋さん、八百屋さんの専門店が減少し、一方では食料品スーパー、コンビニエンスストアが非常に増加しているとありますが、確かにそうだと思います。このデータのように、我々専門店は13%も減で、スーパー、コンビニエンスストアは19%増ということで、スーパーさんが健闘しているのか、私どもが怠けているのか、どちらかはわかりませんが、現状、小売業の廃業が多くなってきているのは事実です。そして、7ページには第6次整備計画では17年度までに356市場を整備するという数字が出ています。これであれば、整備された後の仕入れ環境等も、逆に小売屋さんが減っていいよ、なくなってもいいのではないかという数字が出ています。私どもは消費者に一番近いところにいて、スーパー、コンビニにないサービスをしているわけですが、これから高齢者がどんどん増えてくる中で、そういう店をなくすことは何か間違っているのではないかと思うのです。

今後、整備された後、支所になるのか支店になるのかはわかりませんが、地域に対する小売業者の役割といいますか、消費者に対して私どもは鮮度のよい魚も売りたいし、野菜も売りたいんです。そうすると、仕入れる場合、相当な距離を流れる中では、逆にコスト高になり、流れがもっと悪くなるだろう。先ほども消費者の代表の方がおっしゃっていましたが、このデータからいくと、このように見えるんです。第7次には、支所にするのか支店にするのか、それは卸売市場さんの流れになるだろうと思うのですけれども、その辺の流れもちょっと考えていただきたい。私は小売業者の代表としてお話し申し上げるのですけれども、これ以上の減少は私どもも避けなければならないし、一生懸命に消費者に利便性のある店づくりのために努力もしていかなければならないと思うのです。委員から大変元気のいいお話も聞きましたけれども、高齢化社会が進む中で、卸売市場を整備するに当たっては、もっと地域の消費者をはじめ小売業者に対してもう少しいい政策をお願いしたいということでございます。

事務局 御指摘のとおり、第6次整備計画では、各県の計画を合計いたしますと、8年度時点で1,500市場ありましたのを356市場減らすという形になっております。ただ、地方市場の中にはかなり小さくて経営的に苦しい面があることもまた事実で、そういった中で廃業をしていかれる地方市場もあります。ただ、別に統合をして新しい市場に生まれ変わっていく中で数が減っていくところもあるわけですし、そういうところにつきましては、各県においても、卸さん、仲卸さん、売買参加者の皆さんの御意見をお聞きしながら、具体的にどうやって統合していくのかという話し合いの上で進められているというふうに承知しておりますので、国としてもそういったことが円滑に行われるように支援をしていき

たいと考えております。

委員 その辺、よろしく申し上げます。

もう一つは、地方卸売市場にしても、卸さんからいただく償還計画の中で国に繰入れをしていくものが随分薄くなっているのは事実です。ですから、恐らく一般会計から繰入れをして会計をつくっていると思うのですけれども、そういうことも地方市場あたりは非常に多いと思います。でも、私がよく言うことは、一般会計の中であっても、市から国に払うのは、税金を払っている分です。市場を構成していくためには仕方がないだろうと思うのですけれども、やはり消費者に新鮮なものを供給できるように、その辺は十分に配慮しながら努力しているんです。地方分権型にしろということ政府も指導しているのですから、その都市ごとにあわせた基準でやってもらった方がいいのではないかと思います。一概におまえのところは赤字だからやめるとか、そういうことをされると、相当なくなる市場がありますから、その辺は消費者の意見、地域に残る小売業者の意見を……。特に中心街は活性化事業でどんどんやりなさいと言われていながら、一方では絞るということになると、どうも納得がいかないということですから、その辺も十分に配慮した中でお願いしたいと思います。

部会長 ほかに。

委員 ただいま水産の小売の委員からお話でしたが、私ども青果も全く同意見でございます。

まず2ページの専門小売店の減少ですが、御案内のように小売屋さんは一生涯懸命努力をしているのですが、時代の趨勢と申しますか、そういった中で減少もやむを得ないというような状態ではないかと思うわけでございます。しかし、考えてみますと、規制緩和、市場法の改正等もございまして、弱者はもう育たないような境遇になっているわけでございます。そういうことを全国の組合員の皆様方が大変心配をしているわけでございます。これから我々小売店はどうなるのだろうか、こんなことでいろいろと問い合わせがあるわけでございます。

私どもといたしましては、とにかく組合を結束し、そして皆さんの力で何とか良い方向に持って行っていただきましょうということ現段階で努力をしているわけですが、まだまだ小売店は地域の皆様方が望んでおられるようなお店がたくさんございます。量販店にない良さをつくり上げながら、地域の消費者の皆様方に利用していただくこと、こういうことで現在頑張っているわけでございます。しかしながら、全ての社会が量販店やスーパーだけに重みを置いて、何か小売店は忘れてしまうような存在感があるわけでございます。これは私どものひがみか分かりませんが、そういった点にまた反省もしながら、これからも新しい小売店として生きていかれるような方策を今いろいろと検討しているさなかでございます。そういう面からいたしまして、市場の存在は私ども小売商にとっては大きな財産でありますし、力でございます。市場整備によって我々がよくなる、だめになる、そういった要素も非常に多うございますので、そういう面でぜひ御理解をいただきたいと思うわけでございます。

それから、17ページに「小売支援機能の強化」とございます。いつもこういうことでいろいろと御指摘をいただくわけですが、現在、小売の支援強化というものがなかなか表にあらわれてこないわけでございます。こういう点はもうちょっとはっきりしていただいて、

小売、頑張れと、こういうことにしていただきたいと思いますので、その辺、どうぞよろしくお願いいたします。

部会長 委員、どうぞ。

委員 今、水産と青果の小売の団体の代表委員からお話があったので申し上げたいのですが、要するに、我が国の政策をどうするのか。今、アメリカのグローバルスタンダードの波で、何でもそうしなければいかんというようなことで、実は今日から大店立地法が発効するわけです。これは主に通産省あたりで所管されましたけれども、基本的にアメリカのように日本の25倍もの領土があり、そして資源もいっぱいあり、お金もある国と、日本のように自給率の表を見ても利用できる面積がドイツやフランスやイギリスに比べても5分の1から10分の1しかないところが同じような形でやれるかどうか。

フランスは、前はラファラン法で小売業の保護をしておったが、今はそれをさらに強化して、二つの法律をつくり、300平米以上の量販店は絶対つくらせない、外資の参入も許さないという非常に厳しく自国の零細・中小小売の保護をやっています。ところが、同じ欧州でも、イギリスとドイツは、アメリカのウォールマートが参入して、競争が激しくて滅茶苦茶です。量販店も小売店も本当に立っていけないような状況になっている。だから、アメリカ流のジャングルの弱肉強食のやり方を日本あるいはヨーロッパでやっていいのか、そういうところを国家政策として基本的に考えないと……。

フランスもイギリスもイタリアも人口は日本の2分の1以下ですからね。そして、かつては植民地もあった。そういう日本よりも良い条件のところでも今は大変なことになっている。だから、これは国家政策の問題だと思います。魚にしても肉にしても野菜にしても、こういうものは農水省の所管ですから、それを扱う業者ももちろんそうでありますので、この問題はもう少し大きな視点から議論しないといけないのではないかと。私は量販店のスーパーの代表でありますけれども、1億2,600万人が狭いところで肩を寄せ合いながら我慢し合って生きていくためには、アメリカ流のグローバルスタンダード、弱肉強食のジャングルの法則をそのまま持ってきて、何でも自由にせよと言われたら、今のように生保がつぶれる、損保がつぶれる、銀行もバタバタいく。これを日本でやっていいのかどうか。非常に疑問を持っています。

以上です。

部会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

それでは、築地市場の移転の話が資料の15ページにございますが、委員がせっかくお越しですので、恐縮ですが、現段階でどういう状況か、御説明いただければありがたいと思います。現時点で何もなければ結構ですが。

委員 いろいろ御心配をいただいています感謝しております。

築地市場は昭和10年に開業し、先ほどもデータにありましたように全国の取扱高の2割を扱う特に水産は基幹市場でございます。そこが築65年を経過しまして、不衛生ではありませんが、老朽化し、狭くて危険が伴うという問題がございます。そういう状況になって、各界からいろいろ御心配をいただいで、再整備を進めるべく努力して、昭和61年、鈴木知事の時代に現在地で再整備をするということで決定しております。あそこは23ヘクタール、7万坪ございまして、水産市場としては全国一でございます。

ただ、昭和10年開場ですからもう65年を経過しましたが、65年もたちますと、つけ足しで整備はしていますけれども、いろいろな機能障害が出ております。昭和61年に決めているいろいろなやってきたんですけれども、途中でいろいろな隘路が出ましたので、私が昨年赴任をしてからは、業界と一緒に再整備推進協議会をつくって真剣な検討をやりまして、事務局が読まれたように、現在地での整備をやめて移転をする方向が合理的・実現性が高いという結論をいただき、業界の概ねの了解もいただきました。都庁全体としても、市場の立地については、業務流通施設ということになっておりまして、建設省が昭和45年に出している市場の都市における位置づけでは市街地の周辺部に置けという基本方針が出ております。東京都にも都心部の都市整備基本指針がございまして、これも市街地の中心部に置くのではなくて周辺部に置けという同じような指針が決定をしております。それらから、東京都全体における築地市場の位置づけがどうなのかということ、都市計画局や建設局や港湾局等が入って検討して、その結論が間もなく出る予定でございます。そういう形で最終的な意思決定をする予定であります。私、いろいろな場面で11年度内には出していきたいと言っておりますけれども、予想以上に課題整理に手間取っております、できるだけ早くと言っておりますが……。ただ、前回も知事がはっきり「現在地整備は極めて難しい」という答弁をしておりますし、移転の方向でやっております。

現実には一旦決めたものを15年たって変更することに対して、行政の継続性とか責任問題とか、いろいろあります。ただ、十年一昔というわけではありませんが、この10年で情報化や流通革命が起こり、非常に変わってきた。あそこは御案内のとおり汐留から貨車が入っていたんです。それから、ここには業界の代表もいっぱいいらっしゃるわけですが、業界の意見も変わってきた。それが極めて大きいです。業界と卸売市場行政は車の両輪ですから、業界の意向も変わって、大半が移転の方向になってきた。

それから、臨海部開発が進みました。当時、今私たちが予定しております豊洲埠頭は東ガスの直径10mぐらいのガソリンタンクが5～6基あったんです。それが液化ガスになってガス管貯留ができるようになったとか、ガスも近代化がいろいろ進んでおりまして、ああいう大型のタンクを都心に置いてやるような時代ではなくなった。あそこは臨海開発の用地として再整備計画に上ってきた。そういう物理的な条件もできた。

これはいろいろ議論がありますが、細かいことは申し上げません。そういういろいろな条件整備が変わってきた中で、築地の23ヘクタールは、先ほども議論が出ているように市場の機能も本当に変わってきております。例えば大型店に対するコールドチェーン方式をやるとか、パッケージセンターをつくるか、あるいは荷捌きも搬送システムを導入するとか、IT革命、流通革命がまさにできている。そういうものをやるには、あそこは狭くてできない。工事をやるには、種地といいまして、縮小して、どこかへ移転してもらって、そこを工事するというふうにつかえ引っかえしなければならぬのですが、狭くて、そういうことができる面積ではありません。今でもものすごく狭いんです。そして金銭的には、さらに2000億円以上かかるんですよ。そして、仮につくったとしても市場機能が十分果たせない。そういういろいろな要素がございまして、

御案内のとおり、賛成・反対がございまして、絶対反対の会などもできておりますから、いろいろ意見がありますけれども、そういう中で、1,200万都民、3,300万首都圏の生鮮市場としての機能を果たすためには一定の方向しかない、こういうことで今進めておりまし

て、間もなく結論を出す予定でございますので、いろいろ支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

部会長 ありがとうございます。突然で済みませんでした。

ほかに何か。

委員 時間もなくなってきましたが、一番問題になっているのは卸売手数料の問題だと思ひます。こうやってぐるりからやっていくのではなくて、手数料の問題が進んでいけば今まで議論されたこともみんな絡んできますし、我々が毎日毎日どうなるのかと思ひているのは手数料の問題ですので、どうかひとつ単刀直入に手数料から入っていったらと思ひます。こうやってぐるりばかりを何回もやって最後に手数料ということは、私は逆ではないかと思ひます。

部会長 手数料の問題はこれからありますけれども、本日の「卸売市場の再編・整備」関係の議論はこの辺で終わりにしたいと思ひます。

#### 卸売手数料等に関するヒアリングの実施について

部会長 そこで、今後の進め方、まさにいま委員からお話のあった点について、事務局の方からお願ひします。

事務局 御指摘をいただきました卸売手数料の問題につきましては、4月18日の卸売市場部会において、事務局である私どもの方で関係者の意見をお聞きした上で、7月を目途に論点整理と対応方向を作成して部会に提出するというふうに申し上げているところでございます。

しかしながら、卸売手数料につきましては、市場の関係者の方々ばかりではなく、マスコミにも取り上げられまして、今、広く社会的な関心と呼んでいるところでございます。このため、部会長と相談いたしました。関係者の御意見につきましては、単に事務局の方でお聞きするだけではなく、市場部会のメンバーの方に直接に聞いていただきまして、審議会での議論を深めることにしてはどうかと考えております。

具体的には、資料4で用意しているところですが、6月から7月にかけて二度ほどに分けて、この市場部会でヒアリングを行うことにしたいと考えております。対象者につきましては2枚目の紙にございますが、市場関係団体の方々、出荷者団体の方々、食品産業の方々からお話をお伺いすることにしたいと考えております。

その後のスケジュールにつきましては、4月18日の部会で申し上げましたとおり、7月下旬を目途に論点整理と対応方向を取りまとめまして、部会において論議をいただきたいと考えております。

部会長 ただいまの事務局の説明にありましたような形で、手数料問題については、この市場部会としても直接関係者の方々から話を伺った方がよいのではないかと考えております。この点について何か御意見ございますか。

委員 御趣旨については全く賛成でございますけれども、一つの大きな団体の代表として出ている場所で即答できない部分があるいは出るかと思ひます。そういった場合の御配慮をぜひいただきたい。それだけを申し上げたいと思ひます。

部会長 わかりました。

それでは、そのような方向で進めたいと思っております。

では、日程についてお願いします。

事務局 次の部会の日程につきましては、ただいま御了解いただきましたヒアリングにつきまして、1回目を6月22日に、2回目を7月7日に開催したいと考えております。いずれもこの会場を予定しておりますが、詳細につきましては後日連絡をさせていただきたいと考えております。

さらに、7月下旬で日程調整をさせていただきたいと考えておりますが、御指摘のありました「卸売手数料問題」、また「卸売業者・仲卸業者の経営問題」につきまして7月下旬を目途に論議をお願いしたいと考えております。日程と会場につきましては、決まり次第、御連絡をいたします。また、正式な開催の御案内につきましては、いずれも別途通知をいたしますので、よろしくごお願いいたします。

委員 時間はわかりませんか。

事務局 午前中を考えておりますが、全体の時間はそれぞれ3時間前後かかるのではないかと考えております。

部会長 ただいま事務局から、第1回目が6月22日、2回目が7月7日と、2回にわたって関係者の方のお話を伺うということでございます。なお、それを踏まえて、7月下旬に「卸売業者・仲卸業者の経営問題」と「手数料問題」について審議をしたいと、こういうことですが、よろしゅうございますか。

それでは、本日はどうもありがとうございました。これをもって閉会といたします。

閉 会